

答申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開すべきである。

- 1 「土地に関する権利の取得状況のうち、個人に係る情報が記載された部分（「同意の欄」及び「備考欄）」の「同意の欄」
- 2 （略）

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、平成16年12月28日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「新条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

- (1) 甲法人から提出された採石法に基づく認可申請書及びその一切の添付書類の全部（地図、図面類を含む）
- (2) 甲法人から提出された森林法に基づく許可申請書及びその一切の添付書類の全部（地図、図面類を含む）

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、別表1の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして、平成17年2月15日付けで一部公開決定を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画認可申請書及び添付書類」（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画認可申請書及び添付書類」（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画変更認可申請書及び添付書類」（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画認可申請書及び添付書類」（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画変更認可申請書及び添付書類」（以下「本件行政文書5」という。）
- (6) 甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画認可申請書及びその添付書類」（以下「本件行政文書6」という。）

- (7) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった林地開発許可申請書及び同添付書類（以下「本件行政文書7」という。）
- (8) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった林地開発許可申請書及び同添付書類（以下「本件行政文書8」という。）
- (9) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった林地開発許可申請書及び同添付書類（以下「本件行政文書9」という。）
- (10) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった林地開発許可変更申請書及び同添付書類（以下「本件行政文書10」という。）
- (11) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった林地開発許可変更申請書及び同添付書類（以下「本件行政文書11」という。）

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成17年2月21日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、香川県の情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」は、香川県の情報公開条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、香川県行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

第4 実施機関の説明の要旨

非公開理由等説明書による説明は、おおむね次のとおりである。

香川県公文書公開条例(昭和61年香川県条例第30号。以下「旧条例」という。)及び新条例は、実施機関が事務事業を遂行する過程において作成し、又は取得した行政文書の公開を請求する権利を制度的に保障したものである。しかしながら、一方においては、公開することによって、請求者以外の者の権利や利益が侵害されたり、円滑な行政運営が損なわれるということがあってはならないため、原則公開の例外として、旧条例第6条及び新条例第7条を規定し、その権利に一定の制限を加えているものである。

このようなことから、本件行政文書を公開するかどうかの判断においては、旧条例及び新条例の規定に照らし、旧条例第6条及び新条例第7条の規定に該当すると判断した部分については、公開しないことを決定したものである。

1 新条例第7条第2号又は旧条例第6条第2号の該当性

新条例第7条第2号本文又は旧条例第6条第2号本文においては、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものについては、公開しないことができると規定されている。

(1) 本件行政文書1ないし6のうち

(a) 「法人の印影」は、我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、法人の印影は、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当する。

(b) 「火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」並びに「火薬類の種類および数量」及び「貯蔵又は保管場所」(区分欄を除く)」及び「火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」並びに「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」」は、発破作業を行うために必要な火薬類の譲受、消費等に関する文書に記載されたものである。まず、火薬類の種類及び数量と火薬類消費計画書の消費の方法が記載された部分は、発破作業の基本的な事項に関する情報である。事業者は使用場所・目的等に合わせて独自の工夫で火薬類等を選別して許可申請書に記載しているため、各企業にとっては他社に知られたくない重要なノウハウに関する情報に当たる。

また、火薬類の貯蔵又は保管場所の部分については、自らの火薬庫を所有していない砕石事業者等は火薬類の販売業者の火薬庫を利用していることが多く、この場合、貯蔵又は保管場所を公にすることにより火薬類の購入先が明らかになることから、当該部分は、法人の取引先に関する情報に該当する。

次に、岩石の採取を行う場所(以下「岩石採取場」という。)等の消費場所において使用される火薬類は火薬類取扱所を経由し、火工所でダイナマイトへの電気雷管の取り付け等の作業を行っており、火薬類消費計画書には火薬類取扱所及び火工所の扉・錠・有刺鉄線の高さ等の事項が記載されている。これらは、使用する火薬の種類、その消費の方法等に応じてどのような構造にするかなどの採石事業者の事業の中核的なノウハウに関する情報に当たる。

(c) 「廃土石場外搬出計画書のうち「記2」及び別紙又は2)の部分」には、販売計画又は販売見込みに係る内容が記載されており、当該部分は、法人の取引に関する情報に該当する。

(d) 「土地賃貸借契約関係書類」及び「申入れ書添付書類」には、土地の賃貸借契約に係る具体的な内容又は当該事業者が利害関係者に提示した条件若しくは考え方が示されているが、これらは、法人の取引又は意思決定に関する情報に該当する。

(e) 「印鑑証明書」のうち個人以外のものは、登記官作成に係る特定の法人の印鑑

証明書であり、当該法人のいわゆる実印の印影を示すものであり、(a)と同様である。

- (f) 「定款」は、当該事業者の事業活動に係る基本的な事項を定めたものであるが、一般的に閲覧が認められたものではなく、閲覧対象者は、当該事業者に関係を持つ者など一定の範囲の者に限定されている。
- (g) 「納税証明書」及び「跡地整備緑化計画書に記載された「自己資金」、「特定災害防止準備金」及び「預金残高証明書」の金額」については、前者には納税の状況が記載され、後者には事業者の金融資産の内容の一部が記載されており、いずれも当該事業者の財産状況等を推知することが可能な情報であって、企業上の秘密に属する性質を有する。
- (h) 「採取区域面積新旧対照図」、「火薬類消費計画書の添付書類のうち平面図」及び「添付図面のうち現況平面図、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画図（緑化計画）、計画横断面図、計画縦断面図、排水計画平面図、流域図、防災施設等計画図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図」は、等高線、切羽、道路、段・崖及び施設の配置状況等の当該岩石採取場を実際に測量した結果を記載した図面及び当該測量結果に基づいて将来の岩石採取計画を記載した図面であり、事業者が多額の費用をかけて作成したものである。

これらの図面からは、当該岩石採取場における詳細な採掘の現状及び予定、また、計画上の採掘手順、さらには、当該採取計画に止まらない当該岩石採取場全体の碎石用の原石の利用可能量や開発手順等が判読できる。したがって、これらは全体として甲法人の採石事業に関する詳細な情報であり、また、個別に見た場合では、生産技術上のノウハウに関する情報、事業用資産に関する情報等に該当する。

(2) 本件行政文書7から9のうち

- (a) 「法人の印影」は、上記(1)の(a)と同様である。
- (b) 「事業に要する経費及び資金の調達方法のうち資金の調達方法の「金額欄」及び「備考覧」」は、甲法人の金融資産の一部が記載されており、甲法人の財産状況等を推知することが可能な情報であって、企業上の秘密に属する性質を有する。
- (c) 「廃土石場外搬出計画書のうち「記2」」は、上記(1)の(c)と同様である。
- (d) 「火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」並びに「火薬類の種類および数量」及び「貯蔵又は保管場所」(区分欄を除く)」及び「火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」並びに「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」」は、上記(1)の(b)と同様である。
- (e) 「土地に関する権利の取得状況のうち個人にかかる情報が記載された部分(「同意の欄」及び「備考欄」)」は、開発行為をしようとする土地の所有者等の同意の取得状況を記載しており、甲法人にとって、事業活動を行う上で、重要な内部管

理に属する情報である。

(f) 「個人に係る契約書及び同意関係書類(添付書類を含む。)」は、上記(1)の(d)と同様である。

(g) (略)

(h) 「施行能力申告書のうち「主たる取引金融機関名」、「納税額」、「主たる役職者及び技術者欄」(役員の職氏名及び採石業務管理者資格を除く)」、「納税証明書」、「残高証明書」及び「決算報告書」については、取引金融機関名、納税額、納税の状況、甲法人の金融資産の内容の一部、経営状況が記載されており、いずれも甲法人の財産状況等を推知することが可能な情報であって、企業上の秘密に属する性質を有する。

(i) 「誓約書」及び「東部残壁の是正に関する誓約書のうち交渉状況」は、甲法人が知事に対して誓約した事項を記載しているものであるが、特定の個人が識別されえる情報であり、事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。

(j) 「印鑑証明書」のうち個人以外のものは、上記(1)の(e)と同様である。

(k) 「定款」は、上記(1)の(f)と同様である。

(l) 「添付図面のうち、現況平面図、周辺状況図、区域図、利用計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図、防災施設等計画図、残置森林・造成森林位置図、切土・盛土区分図、排水計画平面図、流域図、新旧対照図、採取計画平面図、跡地復旧計画図(緑化計画)、全体計画平面図」は、上記(1)の(h)と同様である。

(3) 本件行政文書10及び11のうち

(a) 「法人の印影」は、上記(1)の(a)と同様である。

(b) 「事業に要する経費及び資金の調達方法のうち資金の調達方法の「金額欄」及び「備考覧」は、上記(2)の(b)と同様である。

(c) 「火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」並びに「火薬類の種類および数量」及び「貯蔵又は保管場所」(区分欄を除く)」及び「火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」並びに「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」は、上記(1)の(b)と同様である。

(d) 「協定締結状況一覧表」は、甲法人等が締結した協定の状況を一覧表にしたもので、事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。

(e) 「土地に関する権利の取得状況のうち個人にかかる情報が記載された部分(「同意の欄」及び「備考欄」)」は、上記(2)の(e)と同様である。

(f) 「個人に係る契約書及び同意関係書類(添付書類を含む。)」は、上記(1)の(d)と同様である。

(g) 「施行能力申告書のうち「主たる取引金融機関名」、「納税額」、「主たる役職者及び技術者欄」(役員の職氏名及び採石業務管理者資格を除く)」、「納税証明書」、「残高証明書」及び「決算報告書」については、上記(2)の(h)と同様である。

- (h) (略)
- (i) (略)
- (j) 「誓約書」は、上記(2)の(i)と同様である。
- (k) 「理由書」及び「意見書」は、甲法人に対して特定の個人が相続登記に関して提出した文書であり、事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。
- (1) 「定款」は、上記(1)の(f)と同様である。
- (m) 「添付図面のうち、土地利用計画図、採掘断面図、法面積求積図、開発跡地緑化計画図、現況平面図、周辺状況図、区域図、利用計画図、計画縦断面図、計画横断面図、防災施設等計画図、残置森林・造成森林位置図、切土・盛土区分図、排水計画平面図、流域図、新旧対照図、採取計画平面図、施行状況平面図」は、上記(1)の(h)と同様である。

以上のことから、これらの部分は、本号の非公開理由に該当する。

2 新条例第7条第1号又は旧条例第6条第1号の該当性

新条例第7条第1号本文又は旧条例第6条第1号本文においては、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものについては、公開しないことができると規定されている。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報は、原則として非公開とすることを定めたものであり、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であるかどうか不明確である場合も含めて、個人に関する情報は、非公開を原則としている。

以上の観点及び各文書の性格から判断すれば、

- (1) 本件行政文書1ないし6のうち、「岩石の賦存の状況の別添「地質調査報告書」、
「岩石採取場の区域」中の「契約書又は同意書の別」欄のうち個人に係る部分、「採石業務管理者試験合格証のうち合格者の「本籍」及び「生年月日」、
「火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、
火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」、
「火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」、
「個人に係る契約書及び同意関係書類（添付書類を含む。）」、「
「廃土石場外搬出計画書のうち「記2」及び別紙又は2)の部分」、
「土地賃貸借契約関係書類」、「
「申入れ書添付書類」及び「印鑑証明書」
- (2) 本件行政文書7ないし9のうち、「申請書の中の連絡先氏名」、
「火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、
火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」、
「火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」、
「採石業務管理者試験合格証のうち合格者の「本籍」及び「生年月日」、
「土地に関する権利の取得状況のうち個人にかかる情報が記載された部分（「同意の欄」及び「備考欄）」、
「個人に係る契約

書及び同意関係書類（添付書類を含む。）」、（略）、「残置森林等の管理に関する誓約書のうち個人の「住所」、「氏名」及び「印影」、「施行能力申告書のうち「主たる役職者及び技術者欄」（役員の職氏名及び採石業務管理者資格を除く）」、「誓約書」、「東部残壁の是正に関する誓約書のうち交渉状況」及び「印鑑証明書」

- (3) 本件行政文書10及び11のうち、「火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」、「火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」、「土地に関する権利の取得状況のうち個人にかかる情報が記載された部分（「同意の欄」及び「備考欄）」、「個人に係る契約書及び同意関係書類（添付書類を含む。）」、「残置森林等の管理に関する誓約書のうち個人の「住所」、「氏名」及び「印影」、「施行能力申告書のうち「主たる役職者及び技術者欄」（役員の職氏名及び採石業務管理者資格を除く）」、（略）、「誓約書」、「理由書」及び「意見書」については、明らかに特定の個人が識別され得る個人に関する情報が含まれており、本号の非公開理由に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 判断における基本的な考え方について

新条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、新条例の施行日である平成12年10月1日前に作成し、又は取得した旧条例第2条第1項に規定する公文書に該当する行政文書であって平成18年4月1日以前の公開請求の対象となったものについては、新条例附則第3項の規定により、旧条例第6条各号の解釈、運用が適正であったか否かにより非公開情報の該当性について判断するものである。

また、非公開情報の該当性の判断に当たっては、実施機関が主張する非公開理由のうちのいずれかに該当すると判断した情報については、他の非公開理由の該当性についての判断は行わないものである。

2 本件行政文書の内容等について

採石法（昭和25年法律第291号）においては、採石業者は、採石法第33条の規定により、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石採取場ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならないこと、さらに、採石法第33条の5の規定により、同法第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。

本件行政文書1ないし6は、これらの規定に基づき、甲法人から提出された認可申請書又は変更認可申請書である。

次に、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされているが、この森林法施行規則で定める手続きを具体化するものとして、本県においては、香川県林地開発許可制度実施要領（平成15年4月1日施行。平成4年7月1日から平成15年3月31日までは林地開発許可制度事務取扱要領）を定めている。

本件行政文書7ないし11は、上記要領に基づき、甲法人から提出された許可申請書又は変更申請書である。

3 非公開情報該当性について

(1) 新条例第7条第1号又は旧条例第6条第1号の該当性について

新条例第7条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するために定められたものであるが、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした上で、さらに、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書きで規定し、公開することを定めたものと解される。

また、旧条例第6条第1号も基本的な考え方は同様と考えられる。

この基本的な考え方に基づき、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分について検討する。

- (a) 「採石業務管理者試験合格証のうち、合格者の「本籍」及び「生年月日」、「火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」並びに火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」、「火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」、「林地開発許可及び許可変更申請書、残置森林等の管理に関する誓約書、粉じん発生施設設置届出書、意見書等のうち、個人の「住所」、「氏名」及び「印影」及び「施行能力に関する申告書のうち、主たる役職者及び技術者欄（役員の職氏名及び採石業務管理者資格を除く）」

これらは、特定の個人が識別され得る個人に関する情報と認められるので、新条例第7条第1号本文又は旧条例第6条第1号本文に該当し、いずれのただし書

にも該当しないと判断される。

- (b) 「「岩石採取場の区域」中の「契約書又は同意書の別」欄のうち、個人に係る部分」、「申入れ書添付書類」、「土地に関する権利の取得状況のうち、個人に係る情報が記載された部分（「同意の欄」及び「備考欄）」、「個人に係る契約書及び同意関係書類（添付書類を含む。）」、「協定締結状況一覧表」、(略) 及び「理由書」

これらのうち、「土地に関する権利の取得状況のうち、個人に係る情報が記載された部分（「同意の欄」及び「備考欄）」の「同意の欄」については、事業区域内の土地の個人の所有者に係る同意の有無の情報であり、当該土地の所有者が登記簿からわかること及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の15第2項第7号により、申請者は岩石採取場で岩石採取を行うことについて権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面を実施機関に提出することとなっていることから、公にしても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるので、新条例第7条1号ただし書イの法令又は条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、又は旧条例第6条第1号ただし書ロの公表を目的として作成し、又は取得した情報に該当すると判断される。

(略)

その他の部分は、採石事業、林地開発行為に個人がどのような同意をしたか等がわかる情報又は個人がどのような契約をしたかがわかる情報であることから、個人の内心に関わる情報、資産に関する情報であって、特定の個人が識別され得る個人に関する情報と認められ、(略)、新条例第7条第1号本文又は旧条例第6条第1号本文に該当し、いずれのただし書にも該当しないと判断される。

- (2) 新条例第7条第2号又は旧条例第6条第2号の該当性について

新条例第7条第2号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

また、旧条例第6条第2号も基本的な考え方は同様と解される。

この基本的な考え方に基づき、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分について検討する。

- (a) 「法人等の印影」

印影は、一般的に、法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、このような情報を外部に対して明らかにするかどうかは、本来、法人等が自らの業務の関わりの中で自主的に決定すべきことであり、法人等は、公開すべき相手方を限定する利益を有しているというべきである。しかしながら、このような情報であっても、当該法人等がそのような管理をしていないと認められ

る場合には、これが公開されても、当該法人等の正当な利益を害するものとは認められない。

本件印影は、採石法及び森林法に基づき、甲法人から提出された申請書及びその添付書類である誓約書、同意書等に表示されているものであり、甲法人等がこのような文書を提出する相手方は、甲法人及び実施機関等に限定されていると考えられる。すなわち、本件印影はいずれも甲法人等が真正かつ真意に基づいて作成した文書であることを示す機能を有する性質のものであるとともに、本件印影は特定の書類に限定して用いられ、甲法人等においてむやみに公にしていけないものと認められることから、公にした場合には、甲法人等の各種書類の偽造等に悪用されることなどが考えられる。

よって、本件印影は、内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を甲法人等の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、甲法人等の正当な意思、期待に反し、甲法人等に不利益を与えるおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文又は旧条例第6条第2号本文に該当し、いずれのただし書にも該当しないと判断される。

- (b) 「土地に関する権利の取得状況のうち、個人に係る情報が記載された部分（「同意の欄」及び「備考欄）」、「土地賃貸借契約関係書類」、「廃土石場外搬出計画書のうち、「記2」及び別紙」、「廃土石場外搬出計画書のうち、2）の部分」、「協定締結状況一覧表」、(略)及び「誓約書（本件行政文書7は、東部残壁の是正に関する誓約書のうち交渉状況）」

これらのうち、「土地に関する権利の取得状況のうち、個人に係る情報が記載された部分（「同意の欄」及び「備考欄）」の「同意の欄」については、事業区域内の土地の個人の所有者に係る同意の有無の情報であり、当該土地の所有者が登記簿からわかること及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の15第2項第7号により、申請者は岩石採取場で岩石採取を行うことについて権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面を実施機関に提出することとなっていることから、公にしても甲法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、新条例第7条第2号本文又は旧条例第6条第2号本文に該当しないと判断される。

(略)

その他の部分は、甲法人と地権者等との契約等の内容、了承事項、交渉の経過及び見込み、採掘した採石の搬出先に関する情報などが記載されており、これらの情報は、甲法人の経営上の内部管理に属する情報と認められ、(略)、新条例第7条第2号本文又は旧条例第6条第2号本文に該当し、いずれのただし書にも該当しないと判断される。

- (c) 「印鑑証明書」、「跡地整備緑化計画書に記載された「自己資金」、「特定災害防止準備金」及び「預金残高証明書」の金額」、「残高証明書」、「納税証明書」、「決算報告書」、「定款」、「事業に要する経費及び資金の調達方法のうち、資金の調達方法の「金額欄」及び「備考覧」及び「施行能力申告書のうち、「主たる取引金

融機関]、「納税額」]

これらは、甲法人等の経理、経営上の内部管理に属する情報又は取引先等に関する情報と認められ、公開することにより、甲法人等に不利益を与えるおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文又は旧条例第6条第2号本文に該当し、いずれのただし書にも該当しないと判断される。

- (d) 「岩石の賦存の状況の別添「地質調査報告書」、「火薬類消費計画書の添付書類のうち、平面図」、「添付図面のうち、平面図（平面図を使って記載した流域図等を含む）、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画図（緑化計画）、計画縦断面図、計画横断面図、排水計画平面図、防災施設等計画図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図、土地利用計画図、緑化計画図、排水計画図、新旧対照図、法面積求積図、区域図、残置森林・造成森林位置図、採掘断面図、切土・盛土区分図」及び「採取区域面積新旧対照図」

これらのうち、図面については、等高線、道路、法面及び岩石採取施設の配置の状況など実測に基づかなければ記載できない詳細な情報や岩石採取予定区域等の計画が記載されており、施設の配置状況及び採掘方法等の生産技術上のノウハウを知ることができると考えられ、その他の文書についても、資産の状況など経営上の内部管理に属する情報と考えられることから、公開することにより、甲法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文又は旧条例第6条第2号本文に該当し、いずれのただし書にも該当しないと判断される。

- (e) 「火薬類譲受・消費許可証のうち、「火薬類の種類および数量」及び「貯蔵又は保管場所」（区分欄を除く）」及び「火薬類消費計画書のうち、「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」]

これらのうち、「火薬類の種類および数量」は、その火薬又は爆薬と雷管等の数量から、当該期間における岩石の採取量がある程度推測され、当該岩石採取場の効率性がある程度推測することが可能と考えられ、「貯蔵又は保管場所（区分欄を除く）」は、甲法人の火薬類の購入先がわかる取引先等に関する情報と考えられ、「消費の方法」は、使用場所・目的等に応じて独自の工夫でどのような火薬類を選別するかなどの採石事業者の中核的なノウハウと考えられ、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」は、使用する火薬の種類、その消費の方法等に応じてどのような構造にするかなどの採石事業者の中核的なノウハウと考えられるので、公にすることにより、甲法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文又は旧条例第6条第2号本文に該当すると判断される。

なお、これらは、火薬類消費許可に係る審査基準を満たした火薬類の種類とその数量に係る情報、貯蔵又は保管場所の所有者又は占有者に係る情報、消費方法に係る情報、及び火薬類取扱所又は火工所の構造に係る情報が記載されているに留まり、安全管理上の取扱いなどの災害防止に係る情報は記載されていないこと

から、新条例第7条第2号ただし書又は旧条例第6条第2号ただし書に該当しないと判断される。

4 第3の2異議申立ての理由のうち、(3)について

新条例及び旧条例の解釈、運用に関するものでないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(省略)

(別表1-1)

公開請求に係る行政文書	甲法人が平成○年○月○日付けで申請した「採取計画認可申請書及び添付書類」	
	公開しない部分	公開しない理由
	<ul style="list-style-type: none"> 採石業務管理者試験合格証のうち合格者の「本籍」及び「生年月日」 火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」 火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」 個人に係る採石同意関係書類（添付書類及び契約書等を含む） 	旧条例第6条第1号本文該当 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報であるため。
	<ul style="list-style-type: none"> 法人の「印影」 	旧条例第6条第2号本文該当 法人等が公開の範囲を一定のものに限定している内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。
	<ul style="list-style-type: none"> 土地賃貸借契約関係書類 印鑑証明書 個人に係る採石同意関係書類（添付書類及び契約書等を含む） 	旧条例第6条第2号本文該当 法人の内部管理に属する情報、財務状況に関する情報、事業用資産に関する情報、生産技術上、販売上のノウハウに関する情報、現在及び将来の事業活動に影響を及ぼすおそれのある情報であり、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるため。
	<ul style="list-style-type: none"> 火薬類譲受・消費許可証のうち、「火薬類の種類 	旧条例第6条第2号該当

<p>および数量」及び「貯蔵又は保管場所」（区分欄を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類消費計画書のうち、「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」 	<p>当該法人等の生産技術上のノウハウ、取引先等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類消費計画書の添付書類のうち平面図 ・添付図面のうち現況平面図、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画図、計画縦断面図及び横断面図、排水計画平面図 	<p>旧条例第6条第2号該当 実測に基づく詳細な図面であり、当該法人等の資産状況や生産技術上のノウハウを知ることが可能であることから、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

(別表1-2)

<p>公開請求に係る行政文書</p>	<p>甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画認可申請書及び添付書類」</p>
<p>公開しない部分</p>	<p>公開しない理由</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・岩石の賦存の状況の別添「地質調査報告書」 ・「岩石採取場の区域」中の「契約書又は同意書の別」欄のうち個人に係る部分 ・申入れ書添付書類 ・採石業務管理者試験合格証のうち合格者の「本籍」及び「生年月日」 ・火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」及び「保安手帳番号」 ・火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」 ・個人に係る採石同意関係書類（添付書類及び契約書等を含む） 	<p>旧条例第6条第1号本文該当 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報であるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の「印影」 	<p>旧条例第6条第2号本文該当 法人等が公開の範囲を一定のものに限定している内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・廃土石場外搬出計画書のうち「記2」及び別紙 ・土地賃貸借契約関係書類 ・印鑑証明書 ・個人に係る採石同意関係書類（添付書類及び契約書等を含む） 	<p>旧条例第6条第2号本文該当 法人の内部管理に属する情報、財務状況に関する情報、事業用資産に関する情報、生産技術上、販売上のノウハウに関する情報、現在及び将来の事業活動に影響を及ぼすおそれのある情報であり、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類譲受・消費許可証のうち、「火薬類の種類 	<p>旧条例第6条第2号本文該当</p>

<p>および数量」及び「貯蔵又は保管場所」（区分欄を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類消費計画書のうち、「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」 	<p>当該法人等の生産技術上のノウハウ、取引先等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類消費計画書の添付書類のうち平面図 ・添付図面のうち現況平面図、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画図、計画縦断面図及び横断面図排水計画平面図、流域図、防災施設計画図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図 	<p>旧条例第6条第2号本文該当 実測に基づく詳細な図面であり、当該法人等の資産状況や生産技術上のノウハウを知ることが可能であることから、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

(別表1-3)

<p>公開請求に係る行政文書</p>	<p>甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画変更認可申請書及び添付書類」</p>
<p>公開しない部分</p>	<p>公開しない理由</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の「印影」 	<p>新条例第7条第2号該当 法人等が公開の範囲を一定のものに限定している内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

(別表 1 - 4)

公開請求に係る行政文書	甲法人が平成○年○月○日付けで申請した「採取計画認可申請書及び添付書類」
公開しない部分	公開しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・「岩石採取場の区域」中の「契約書又は同意書の別」欄のうち個人に係る部分 ・採石業務管理者試験合格証のうち合格者の「本籍」及び「生年月日」 ・火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」及び「保安手帳番号」 ・火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」 ・個人に係る採石同意関係書類（添付書類及び契約書等を含む） 	<p>新条例第7条第1号本文該当 特定の個人が識別され得る個人に関する情報、又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の「印影」 	<p>新条例第7条第2号該当 法人等が公開の範囲を一定のものに限定している内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・廃土石場外搬出計画書のうち2)の部分 ・土地賃貸借契約関係書類 ・印鑑証明書 ・跡地整備緑化計画書に記載された「自己資金」、「特定災害防止準備金」及び「預金残高証明」の金額 ・納税証明書 ・定款 ・個人に係る採石同意関係書類（添付書類及び契約書等を含む） 	<p>新条例第7条第2号該当 法人等の組織、経営、意思決定手続、事業、経理等に係る内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類譲受・消費許可証のうち、「火薬類の種類および数量」及び「貯蔵又は保管場所」（区分欄を除く） ・火薬類消費計画書のうち、「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」 	<p>新条例第7条第2号該当 当該法人等の生産技術上のノウハウ、取引先等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類消費計画書の添付書類のうち平面図 ・添付図面のうち現況平面図、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画書(緑化計画)、計画縦断面図、計画横断面図、排水計画平面図、流域図、防災施設等計画図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図 	<p>新条例第7条第2号該当 実測に基づく詳細な図面であり、当該法人等の資産状況や生産技術上のノウハウを知ることが可能であることから、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

(別表 1 - 5)

公開請求に係る行政文書	甲法人が平成○年○月○日付けで申請した「採取計画変更認可申請書及び添付書類」
公開しない部分	公開しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・「岩石採取場の区域」中の「契約書又は同意書の別」欄のうち個人に係る部分 ・火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」及び「保安手帳番号」 ・火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」 ・個人に係る採石同意関係書類（添付書類を含む） 	<p>新条例第7条第1号本文該当 特定の個人が識別され得る個人に関する情報、又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の「印影」 	<p>新条例第7条第2号該当 法人等が公開の範囲を一定のものに限定している内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・土地賃貸借契約関係書類 ・印鑑証明書 ・跡地整備緑化計画書に記載された「自己資金」、「特定災害防止準備金」及び「預金残高証明」の金額 ・個人に係る採石同意関係書類（添付書類を含む） 	<p>新条例第7条第2号該当 法人等の組織、経営、意思決定手続、事業、経理等に係る内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類譲受・消費許可証のうち、「火薬類の種類および数量」及び「貯蔵又は保管場所」（区分欄を除く） ・火薬類消費計画書のうち、「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」 	<p>新条例第7条第2号該当 当該法人等の生産技術上のノウハウ、取引先等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・採取区域面積新旧対照図 ・火薬類消費計画書の添付書類のうち平面図 ・添付図面のうち現況平面図、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画書（緑化計画）、計画縦断面図、計画横断面図、排水計画平面図、流域図、防災施設等計画図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図 	<p>新条例第7条第2号該当 実測に基づく詳細な図面であり、当該法人等の資産状況や生産技術上のノウハウを知ることが可能であることから、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

(別表 1 - 6)

公開請求に係る行政文書	甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画認可申請書及びその添付書類」
公開しない部分	公開しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・「岩石採取場の区域」中の「契約書又は同意書の別」欄のうち個人に係る部分 ・採石業務管理者試験合格証のうち合格者の「本籍」及び「生年月日」 ・火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の「職業」及び「年齢」、火薬類取扱保安責任者の「氏名」及び「保安手帳番号」 ・火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」 ・個人に係る採石同意関係書類（添付書類及び契約書等を含む） 	<p>新条例第7条第1号本文該当 特定の個人が識別され得る個人に関する情報、又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の「印影」 	<p>新条例第7条第2号該当 法人等が公開の範囲を一定のものに限定している内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書 ・跡地整備緑化計画書に記載された「自己資金」、「特定災害防止準備金」及び「預金残高証明」の金額 ・土地賃貸借契約関係書類 ・納税証明書 ・定款 ・個人に係る採石同意関係書類（添付書類及び契約書等を含む） 	<p>新条例第7条第2号該当 法人等の組織、経営、意思決定手続、事業、経理等に係る内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類譲受・消費許可証のうち、「火薬類の種類および数量」及び「貯蔵又は保管場所」（区分欄を除く） ・火薬類消費計画書のうち、「消費の方法」、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」 	<p>新条例第7条第2号該当 当該法人等の生産技術上のノウハウ、取引先等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類消費計画書の添付書類のうち平面図 ・添付図面のうち現況平面図、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画書(緑化計画)、計画縦断面図、計画横断面図、排水計画平面図、流域図、防災施設等計画図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図 	<p>新条例第7条第2号該当 実測に基づく詳細な図面であり、当該法人等の資産状況や生産技術上のノウハウを知ることが可能であることから、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

(別表 1 - 7)

公開請求に係る行政文書	
○甲法人から提出のあった林地開発許可申請書及び同添付書類 (平成○年○月○日付け、平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付け) ○甲法人から提出のあった林地開発許可変更申請書及び同添付書類 (平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付け)	
公開しない部分	公開しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地開発許可及び許可変更申請書 (以下「申請書」)、及び残置森林等の管理に関する誓約書及び粉じん発生施設設置届出書、意見書等のうち個人の「住所」、「氏名」及び「印影」 ・ 火薬類譲受・消費許可証 (写) のうち許可を受けた者の「職業」及び「年齢」並びに火薬類取扱保安責任者の「氏名」、「印影」及び「保安手帳番号」 ・ 火薬類消費計画書 (写) 及び消費の作業に従事する者の名簿 (写) のうち個人の「氏名」、「印影」、「手帳番号」及び「交付機関名」 ・ 採石業務管理者試験合格証 (写) の個人の「本籍地」及び「生年月日」 	新条例第 7 条第 1 号本文該当 (平成 12 年 10 月 1 日以後のもの) 旧条例第 6 条第 1 号本文該当 (平成 12 年 10 月 1 日前のもの) 個人にかかるものについては、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書及び添付書類のうち法人の「印影」 	新条例第 7 条第 2 号本文該当 (平成 12 年 10 月 1 日以後のもの) 旧条例第 6 条第 2 号本文該当 (平成 12 年 10 月 1 日前のもの) 法人等が公開の範囲を一定のものに限定している内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地に関する権利の取得状況のうち個人にかかる情報が記載された部分 (「同意の欄」及び「備考欄」) ・ 個人に係る契約書及び同意関係書類 ・ 協定書締結状況一覧表 ・ (略) ・ (略) ・ 誓約書 ・ 理由書 	新条例第 7 条第 1 号本文該当 (平成 12 年 10 月 1 日以後のもの) 旧条例第 6 条第 1 号本文該当 (平成 12 年 10 月 1 日前のもの) 個人にかかるものについては、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 新条例第 7 条第 2 号本文該当 (平成 12 年 10 月 1 日以後のもの) 旧条例第 6 条第 2 号本文該当 (平成 12 年 10 月 1 日前のもの) 法人等に関する情報にあつては、事業活動上の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

公開しない部分	公開しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行能力申告書のうち「主たる取引金融機関名」、「納税額」、「主な役職者及び技術者欄」（役員の職氏名及び採石業務管理者資格を除く。） 	<p>新条例第7条第1号本文該当 （平成12年10月1日以後のもの） 旧条例第6条第1号本文該当 （平成12年10月1日前のもの） 主な役職者及び技術者欄の情報は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。</p> <p>新条例第7条第2号本文該当 （平成12年10月1日以後のもの） 旧条例第6条第2号本文該当 （平成12年10月1日前のもの） 主たる取引金融機関名、納税額及び法人の印影は経理情報等内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類譲受・消費許可証（写）のうち火薬類の種類及び数量、貯蔵場所又は保管場所（区分欄を除く。） ・ 火薬類消費計画書（写）のうち消費の方法、火薬類取扱所の構造及び火工所の構造 ・ 事業に要する経費及び資金の調達方法のうち資金の調達方法の「金額欄」及び「備考欄」 ・ 廃土石場外搬出計画書のうち「記2」に記載の部分 ・ 残高証明書 ・ 納税証明書 ・ 印鑑証明書 ・ 決算報告書 ・ 定款 <p>添付図面のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図（平面図を使って記載した流域図等を含む）、横断面図、縦断面図、周辺状況図、利用計画図、防災施設等計画図、緑化計画図、排水計画図、新旧対照図、法面積求積図、区域図、跡地復旧計画図、残置森林・造成森林位置図、採掘断面図、切土・盛土区分図、廃土石搬出計画 	<p>新条例第7条第2号本文該当 （平成12年10月1日以後のもの） 旧条例第6条第2号本文該当 （平成12年10月1日前のもの） 当該法人の経理情報等内部管理に属する情報及び生産技術上のノウハウに関する情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>